

議第8号

古川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針の変更について（岐阜県決定）

令和2年12月16日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第329号の4

岐阜県都市計画審議会

古川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和2年11月26日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

古川都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は飛騨市古川町の一部で形成されています。圏域としては飛騨圏域に属しており、高山都市計画区域と隣接しています。飛騨市神岡町の一部の神岡都市計画区域とは、(国)41号で結ばれており、機能の分担や連携が必要とされています。

歴史的文化の残る本区域は、飛騨圏域ならではの固有の民俗文化を活かした日本の心のふるさととして、多くの人が訪れる交流空間づくりが求められています。

このため、本区域は、飛騨圏域の広域的な交流拠点の一つとして、高山都市計画区域及び神岡都市計画区域との連携を図りつつ、飛騨圏域全体をけん引できる都市機能の充実、また、独自のまち並みや伝統文化、自然環境を活かした交流空間づくりの一層の充実を図ります。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造」と設定し、「誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり」、「社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり」、「様々な人びとが交流できる都市づくり」、「誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり」、「お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり」、「豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり」、「誰もが誇りを持ち、何時までも住み続けたぐなる都市づくり」を目標として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年（平成30年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

議第8号

古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（岐阜県決定）

に関する補足説明

1 変更内容

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち、以下の項目について変更する。

なお、基準年は平成22年から令和2年に、目標年次は平成32年から令和12年に変更する。

【主な変更(追加)内容】

①土地利用の方針

- ・低・未利用地（空き地・空き家）の活用による住環境の整備
- ・市街地における建築物の密度の構成に関する方針

②都市計画基礎調査の反映

2 関係機関との協議

国土交通大臣及び飛騨市

3 縦覧期間

令和2年11月2日から令和2年11月16日まで

4 意見書

なし

**古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(古川都市計画区域マスターplan)**

岐 阜 県

目 次

1 当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1 既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2 まちづくりの現況	1
1-3 当該都市計画区域の課題	3
2 都市計画の目標	5
2-1 都市づくりの基本理念	5
2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	5
2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応	6
2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ	9
3 区域区分の決定の有無	10
3-1 区域区分の有無	10
4 主要な都市計画の決定の方針	13
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	13
1. 主要用途の配置の方針	13
2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	14
3. 市街地の土地利用の方針	14
4. その他の土地利用の方針	15
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1. 交通施設の都市計画の決定の方針	16
2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	18
3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1. 主要な市街地開発事業の決定の方針	20
2. 市街地整備の目標	20
3. その他の市街地整備の方針	20
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	20
1. 基本方針	20
2. 主要な緑地の配置の方針	21
3. 実現のための具体的な都市計画制度の方針	22
4. 主要な緑地の確保目標	22

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

古川都市計画区域（以下、「本区域」という。）を構成する飛騨市の飛騨市総合政策指針（2020年度～2024年度）において、飛騨市が目指す5年後の将来像を『みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち』としています。そして、将来像の実現のため、政策スローガンである『元気で あんきな 誇りの持てるふるさと飛騨市』の3つの柱に細分化し、人口減少先進地としての全国モデルとなるまちづくりを推進するとしています。

【3つの柱】

- (1) 元気な飛騨市づくり ーしごとを守るー
 - ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気なまち
 - ◆ 変革への挑戦を続け、新しい価値を創造するたくましいまち
 - ◆ 様々な人や地域との交流から所得を生み出すまち
- (2) あんきな飛騨市づくり ーまちをつくるー
 - ◆ 誰一人取り残されず大切にされる思いやりのあるまち
 - ◆ お互いを家族のように思い、支えあえるまち
 - ◆ 生涯現役で自分らしく暮らせる健やかなまち
- (3) 誇りの持てる飛騨市づくり ーひとを伸ばすー
 - ◆ 子ども達の生きる力を地域一体で育む学び豊かなまち
 - ◆ 一人ひとりの頑張りを応援し互いに尊敬しあえるまち
 - ◆ 豊かな環境と個性ある地域資源を大切にする誇り高いまち

1-2 まちづくりの現況

本区域は、人口減少や少子高齢化が進行する中で、市街地では空洞化がみられ、市街地の拡大の可能性は少ないと考えられます。

また、本区域は、観光が重要な産業の一つであることから、住民にとっても観光客にとっても良好な都市環境のさらなる整備を推進しています。

(1) 人口の動向

- ・ 人口は、減少傾向にあり、13,024人（2015年）となっています。
- ・ 老年人口（65歳以上人口）の割合は33.3%、年少人口（15歳未満人口）の割合は13.4%（2017年）となっています。

(2) 土地利用の動向

- ・本区域は、飛騨市古川町内のうち 10.6%を指定しており、そのうちの 26.6%が用途地域に指定されています。
- ・市街地は JR 飛騨古川駅を中心に、官川沿川に形成されています。
- ・2019 年における都市的土地区画整理事業は、本区域内で 45.2%を占め、用途地域内においては 78.6% を占めています。用途地域内のその他の土地利用のほとんどが農地となっています。
- ・用途地域の内訳としては、住居系が 56.9%、商業系が 6.1%、工業系が 37.0%であり、商業系用途地域を城下町である市街地中心部に指定しており、工業系用途地域を(都)国道 41 号線及び(一)古川国府線沿い、JR 飛騨古川駅北部などに指定しています。
- ・人口減少のなか、市街地では、空き地・空き家があり、空洞化がみられ、また中心市街地での活力の減少がみられます。

(3) 生活環境の整備状況

- ・都市計画道路は、市街地内を中心として 10 路線 (12,170m) が決定されており、7,510m、61.7% (2018 年度末) が整備済みとなっています。
- ・全ての人が快適に移動できる市街地づくりのため、歩行空間の整備や段差の解消などによる道路の整備を行っています。
- ・広域的な交流を担う中部縦貫自動車道や地域高規格道路富山高山連絡道路の整備が行われています。
- ・公共交通機関としては JR 高山本線及び路線バス並びに市営バスがあり、JR 飛騨古川駅は、まちの玄関口でもありますが、乗車人員は 104,052 人 (2018 年) であり減少傾向です。
- ・公共下水道計画では、処理計画面積 366ha で処理計画人口は 11,491 人となっており、汚水処理人口普及率は 100% (2018 年度末) です。
- ・都市公園の状況 (2018 年度末) は、街区公園が 7 箇所 (1.49ha)、近隣公園 (杉崎公園) が 1 箇所 (2.5ha)、都市緑地 (千代の松原公園) が 1 箇所 (2.4ha) 都市計画決定されており、街区公園と近隣公園はすべて供用済みであり、都市緑地は 2.20ha (91.7%) が整備されています。
- ・都市計画区域一人あたりの都市公園面積は、7.6 m²/人 (2018 年度末) となっています。
- ・土地区画整理事業については、6 箇所 (61.2ha) で施行済みであり、用途地域面積の約 22.3% に相当します。
- ・巨大地震や集中豪雨及び台風などに備え、公共施設の耐震化、治水対策、防災拠点の整備、建築物が密集している地区的安全性の強化や無電柱化などにより、災害に強いまちづくりを推進しています。
- ・降雪の多い地域であることから、道路の安全な通行を確保するために除雪作業を行ってい

ます。

(4) 自然環境等の状況

- ・伝統町家や土蔵などの古いまち並みと景観意識の高い新たな建築物とが調和した「古川のまち並み」を守り、創出するために、1996 年に「飛騨古川ふるさと景観条例」を制定し、2004 年には「飛騨市都市景観条例」と改め、中心市街地の壱之町、三之町地区を中心とした区域において「歴史的景観地区」を指定しています。
- ・「街なみ環境整備事業」により、修景舗装・無電柱化・ストリート・ファニチャーなど景観整備を進めています。
- ・古川町地域に訪れる観光客数は約 60 万人（2018 年）であり、経年的に増減はあるものの、2008 年からみると概ね微増の傾向にあります。
- ・本区域は山林に囲まれ、本区域を東西に流れる宮川をはじめとして、荒城川、戸市川、殿川など豊かな河川に恵まれ、自然が豊かな地域となっています。
- ・市街地内には水路が縦横に流れしており、古いまち並みとあわせて、潤いある市街地環境を創出しています。
- ・気多若宮神社において気多若宮特別緑地保全地区を指定しているほか、農業振興地域が 561ha 指定されています。
- ・農地の耕作者の高齢化が進んでおり、今後ますます耕作放棄地が増えることが予想されます。
- ・持続可能なまちづくりを図るために、環境への負荷の軽減、資源循環型社会の育成を進めています。

1－3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造への転換

- ・鉄道駅周辺や生活サービス施設へアクセスしやすい地区において、居住・都市機能の集積を図り、中心市街地等の活性化を図る必要があります。
- ・市街地内の空き地・空き家等の有効活用を図る必要があります。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・計画的な土地利用の規制・誘導が必要となっています。
- ・市街地内の未利用地の整序を図る必要があります。

(3) 都市基盤整備の充実

- ・地域高規格道路富山高山連絡道路などの広域的な交流を担う道路整備を図る必要があります。
- ・都市計画道路などの根幹的都市施設の整備を図る必要があります。
- ・全ての人が快適に移動できる市街地づくりを図る必要があります。
- ・路線バスや市バスなどの公共交通機関は、市民のニーズにあわせて、サービスを提供する必要があります。
- ・全ての人にやさしい環境づくりのために、バリアフリーを考慮した、道路、身近な公園・広場等の整備を図る必要があります。
- ・子育て世代が安心して小さな子どもたちを遊ばせられる場が少なく、遊び場の整備が必要です。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・高い老人人口割合に対応し、全ての人が安全・安心に暮らせる市街地環境を形成する必要があります。
- ・中心市街地においては建物が密集している地区もあり、災害対策が必要です。
- ・地域のつながりが弱くなり、地域の担い手不足により、これまで助け合いで行われてきた除雪作業や災害時の避難等に支障が出てきており、対策が必要です。

(5) 自然環境との共生、環境負荷の軽減

- ・朝霧など地域の風土、自然環境を活かしたふるさとづくりを図る必要があります。
- ・市街地の拡散抑制により、良好な農地・自然環境の保全を図る必要があります。
- ・環境に負荷の少ないまちづくり、地域が一体となった資源循環型社会の育成が必要です。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・自然やまち並みを守るためにルールづくりの拡大を図る必要があります。
- ・まちの主役である市民が、ふるさとへの愛着と連帯感を持ちながら、それぞれの立場でまちづくりに参加することが必要となっています。
- ・古いまち並みを活かしたまちなか観光のさらなる振興を図り、滞在時間を延ばし、滞在型観光推進のための環境整備を図る必要があります。
- ・近年、市街地の空き家を改修したゲストハウスがインバウンドの受け皿となっていることから、さらなる振興を図る必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域における都市づくりの基本理念を以下のとおり設定します。また、この基本理念を実現するため、7つの目標を設定し、都市づくりに取り組みます。

また、飛騨市における本区域の将来像を『飛騨市の中心地の都市』とします。

【都市づくりの基本理念】

活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造

【都市づくりの目標】

- ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり
- ◆ 社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり
- ◆ 様々な人びとが交流できる都市づくり
- ◆ 誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり
- ◆ お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり
- ◆ 豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり
- ◆ 誰もが誇りを持ち、何時までも住み続けたくなる都市づくり

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域をまちづくりの基本的な構成をもとに「商業地域」、「居住地域」、「工業地域」及び「農業・集落地域」の4つの地区に大別し、地区毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 商業地域…「歴史・文化を発信する交流のまちづくり」

・JR 飛騨古川駅周辺から歴史的なまち並みが残る中心市街地までの地区を、飛騨圏域の伝統・歴史・文化及び都市機能の拠点の一つを担うべく、歴史的なまち並みを中心としたまちなか観光の機能、匠やまつり・郷土民芸の文化交流の機能、中心的な商業業務機能、市役所をはじめとする公共サービス機能などの充実を図り、多くの人が訪れ、ふれあう、活気のある地区とします。

(2) 居住地域…「良好な居住環境のまちづくり」

・中心市街地を囲む周辺市街地については、基本的には住宅を中心とした快適な暮らしの場として位置付け、良好な居住環境を形成する地区とします。

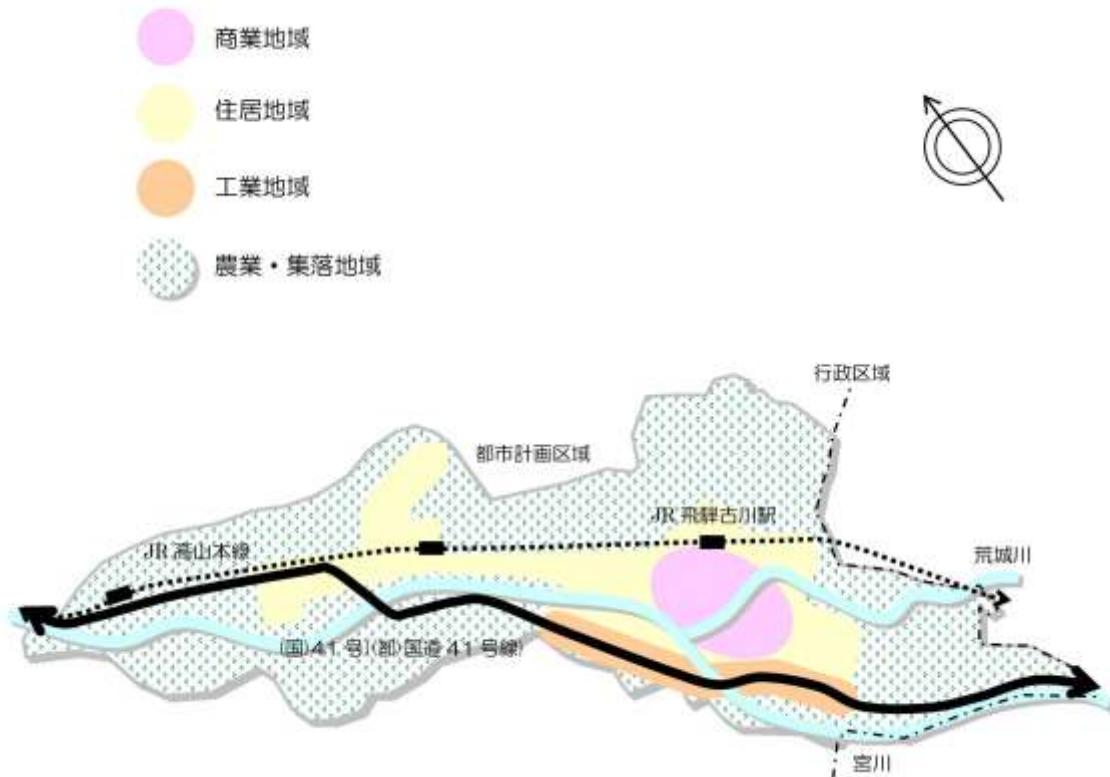
(3) 工業地域…「利便性の高い沿道空間のまちづくり」

- ・(国)41号((都)国道41号線を含む)は広域的な交流を担う主要幹線道路であり、その沿道を工業地域として位置付け、工業地の形成を図るとともに、必要に応じて商業など複合的な沿道サービス機能を誘導し、利便性の高い地区とします。

(4) 農業・集落地域…「安らぎのある田園居住のまちづくり」

- ・用途地域外の地域については、農業・集落地域と位置付け、優良農地の保全を図り、それらと調和した良好な集落居住環境が形成された地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・中心市街地の活性化によるにぎわい再生や、住宅地整備による若者の定住促進を図るとともに、行政、商業、医療、福祉等の中心的な機能の集積を活かしながら、快適で活力のある都市空間の充実に努めることにより、集約型都市構造の実現を目指します。
- ・新たな住宅需要に対しては、既存市街地内の空き地・空き家を活用して、都市機能の集約

化を促進します。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・用途地域外において、広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な整備を許容します。
- ・移住定住施策等により、市街地内の未利用地の活用を促進します。

(3) 都市基盤施設の整備・充実

- ・広域的な交流を担う地域高規格道路富山高山連絡道路等の整備を推進します。
- ・都市計画道路は、未整備部分の整備を図るとともに、必要に応じて見直しを検討します。
- ・歩車分離や歩道などの段差の解消を図り、バリアフリーに配慮した、全ての人にやさしい歩行者空間を確保します。
- ・自家用車に過度に依存しないための移動手段である公共交通の維持・強化を目指します。
- ・各種公共施設、公園・トイレなどの公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、高齢者を含めた全ての人が利用しやすい市街地環境を形成します。
- ・小さな子供が多く集まる公園の遊具更新やベビーシート等の環境充実を推進します。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、新たな開発を抑制したり、警戒避難体制を整備したりするなどのソフト対策や、雨水流出抑制施設や砂防施設整備などのハード対策の充実を進めます。
- ・用途地域内の都市基盤の未整備地区については、道路や公園などの計画的な整備を図り、災害に強い市街地づくりを進めます。
- ・中心市街地における建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、被災時のライフラインの確保、防災体制の整備など、総合的な防災対策を進めます。
- ・建物密度の高い中心市街地においては、小公園や広場の確保、防火水槽など地区防災施設の整備、集会所などコミュニティの拠点整備を進め、避難場所や避難経路及び防災拠点の確立を図ります。
- ・地震及び台風等による電柱倒壊に備え、緊急輸送道路や狭い道路を対象に電線類無電柱化整備を進めます。
- ・街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、防犯施設を計画的に整備することで犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。
- ・交通事故抑制のため、歩道の整備や交差点の改良に努めるとともに、交通安全施設の整備

を進めます。

- ・克雪対策として流雪溝・消融雪施設の維持管理に努め、冬季の交通の安全確保、除雪の円滑化を図ります。

(5)自然環境との共生・環境負荷の軽減

- ・都市公園や特別緑地保全地区などの緑の拠点や山林・農地などの自然環境を積極的に保全します。
- ・本区域中央を流れる宮川、荒城川の良好な水質を保全するために、下水道を適正に管理します。
- ・市街地外においては、優良な農地とゆとりある住宅地が共存する田園景観の保全を図り、新たな開発に際しては、周辺の景観との調和を図ります。
- ・コンパクトな市街地構造の形成により、環境への負荷の軽減を図ります。
- ・市街地外周を囲む環状道路の整備により、市街地内の交通渋滞を緩和し、排気ガスの排出抑制を図ります。
- ・公共施設の省エネルギー化や緑化の推進等により、地球にやさしい都市づくりを進めます。
- ・ごみの発生と排出の抑制を基本とし、ごみの区分分別の拡大やごみステーションの適正な配置等を行うことにより、ごみの少ない社会づくりを目指します。
- ・ごみのリサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の構築を目指します。

(6)都市の個性や魅力づくり

- ・歴史的景観地区、駅前景観地区においては、「飛騨市都市景観条例」により、歴史と伝統を大切にしたまち並み景観を今後とも保全・創出します。
- ・歴史的まち並みが残る地区においては、地域住民の意向を踏まえ、市民とともに積極的な景観保全及び創出を図ります。
- ・外国人や障がい者、高齢者などだれもが楽しめる観光地づくりのため、ネットインフラの整備やハード・ソフト両面のバリアフリー化を促進します。
- ・空き家等を活用したゲストハウスなど長期滞在しやすい宿泊環境の整備等の支援を図ります。

2－4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は飛騨市古川町の一部で形成されています。圏域としては飛騨圏域に属しており、高山都市計画区域と隣接しています。飛騨市神岡町の一部の神岡都市計画区域とは、(国)41号で結ばれており、機能の分担や連携が必要とされています。

歴史的文化の残る本区域は、飛騨圏域ならではの固有の民俗文化を活かした日本的心のふるさととして、多くの人が訪れる交流空間づくりが求められています。

このため、本区域は、飛騨圏域の広域的な交流拠点の一つとして、高山都市計画区域及び神岡都市計画区域との連携を図りつつ、飛騨圏域全体をけん引できる都市機能の充実、また、独自のまち並みや伝統文化、自然環境を活かした交流空間づくりの一層の充実を図ります。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・本区域は飛騨市の南部、宮川及び(国)41号((都)国道41号線を含む)沿いの平坦地に指定されており、南東部から北西部にかけて細長い形状をなしています。
- ・都市計画区域の形状にあわせて、南東部から北西部にかけて、宮川、(国)41号((都)国道41号線を含む)、JR高山本線が通っています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・本区域の人口は、概ね横ばい傾向にあったものが平成22年以降減少に転じており、将来人口は概ね10千人(2030年)と推計され、今後とも減少すると考えられ、将来的に増加傾向への転換は見込めません。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・製造品出荷額及び商品販売額は、わずかながら増加すると推計されています。一方で、人手不足が明らかになっており、特に製造業、建設業の人材が不足しています。このことから「新たな企業誘致」から「既存企業の支援」への転換が必要になっています。
- ・(都)国道41号線沿道において、商業・工業系施設の立地がみられるとともに、沿道複合地としての位置付けから、新たな商業・工業系の土地需要についてはここに誘導を図ります。
- ・観光については、ホテル・旅館の宿泊者が横ばいであるのに加え、ゲストハウスの宿泊者が大きく増加しており、今後も増加することが考えられます。

④ 土地利用の現状等

- ・JR飛騨古川駅から城下町の歴史的なまち並みを中心として商業地が形成されています。
- ・周辺市街地では、(都)国道41号線沿いとJR飛騨古川駅周辺を除いて、住居系主体の市街地となっています。
- ・市街地外においても全体的に平坦地が連なっており、ほ場整備済みの農地と既存住宅地が

広がり、幹線道路の沿道には商業施設等が立地しています。

- ・市街地外住宅地は、(一)古川国府線、(一)鼠餅古川線、(主)神岡河合線沿いをはじめとして形成されています。将来、建築物の更新による用途の混在の可能性があることから、規制誘導方策の検討が必要です。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・都市計画道路の整備率は 61.7%（2018 年度末）ですが、古いまち並みの区域においては市道堀川町線・殿町線は無電柱化により歩車共存化が進んでおり、引続き他路線も無電柱化整備を行っていき、あわせて市街地構造に応じた骨格的な都市計画道路の整備・検討を進めます。
- ・公共下水道については、都市計画区域人口に対する汚水処理人口普及率は 100%（2018 年度末）で整備済みです。
- ・都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は、7.6 m²/人（2018 年度末）となっていることから、現在ある施設の更新、維持・保全を図ります。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・（仮称）富山高山連絡道路（地域高規格道路富山高山連絡道路）が計画されています。
- ・本区域外ではありますが、中部縦貫自動車道の整備が進められています。また、(国)360 号の種蔵・打保バイパス整備も進められています。

（2）区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・将来人口は減少傾向であり、市街地以外の多くの部分が農振農用地に指定されていることから、市街地の拡大の可能性は低いと考えられます。また、新たな都市的土地区画整理事業には、市街地内の低・未利用地の活用により対応可能と想定されます。

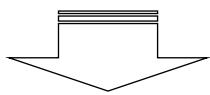
② 良好的な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・市街地については、概ね都市基盤整備が終了し、良好な環境を有するコンパクトな市街地が形成されていますが、低・未利用地が残る地区については、その活用を促進します。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・市街地外の緑地については、既に気多若宮特別緑地保全地区の指定がなされるなど保全されており、新たな開発の可能性は低いと考えられます。

3 区域区分の決定の有無



以上により、本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

住宅地については、良好な居住の環境の形成に配慮し、適切な密度構成に従った住宅地の形成を図ります。

- ・市街地南東部の既に低層住宅地としてのゆとりある住環境が形成されている地区や、市街地中南部から南東部の(都)国道41号線沿道後背に位置する基盤整備済みの地区においては現在の居住環境を維持・保全します。
- ・都市基盤未整備のまま宅地化が徐々に進行している地区では、道路・公園・下水道などの計画的な都市基盤整備を図り、都市的未利用地の整序、適正な密度による人口の配置・誘導を促すとともに、住宅と工場の混在解消、あるいは共存できる環境づくりに努め、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・市街地中心部後背の歴史的まち並みが残っている地区は、良好なまち並みを保全します。
- ・JR高山本線沿いや宮川沿いの地区の一部については、木工家具など地場産業と住宅地の混在がみられるため、地区計画などの適用により、良好な居住環境の確保を図り、住宅地と地場産業が共存できる環境づくりを図ります。

(2) 商業系

商業地については、まちなか観光・交流の拠点として、歴史的なまち並みを活かした魅力ある商業空間づくりを図ります。

① 商業地

- ・JR飛驒古川駅南部地区は、飛驒圏域の都市機能・文化機能などをけん引する拠点の一つであり、広域的な交流の玄関口として位置付けられることから、快適な歩行者空間の整備や建物などの個性的な景観整備とあわせて魅力的な商業地空間の形成を図ります。

② 近隣商業地

- ・商業地に隣接する古いまち並みが残る通り沿いを、歩行者空間や景観整備とあわせた魅力ある近隣商業地の形成を図ります。

(3) 工業系

工業地については、土地利用の状況、及び今後の方向性を考慮した計画的な工業地の形成を図ります。

① 工業地

- ・市街地南東部の既に工業施設の立地がみられる地区については、周辺の住環境などに配慮しつつ、工業地としての土地利用を図ります。
- ・JR 飛騨古川駅北部については、既存工業施設の機能を維持しつつ、文化・交流・福祉の公的施設との共存を図ります。

② 沿道複合地

- ・(国)41号((都)国道41号線を含む)は広域的な交流を担う主要幹線道路であり、(一)古川国府線は本区域の中心市街地と高山市国府町の市街地を結ぶ動線となっています。これらの道路の位置付けから、それぞれの沿道市街地について、工業や商業の沿道サービス施設の立地を誘導する沿道複合地としての土地利用を図ります。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・低層住宅が立地する地区は低密度（容積率100%以下）とし、また鉄道駅周辺の商業地域に隣接した区域、その他の住宅地は中密度（容積率200%）とします。

(2) 商業系

- ・鉄道駅周辺においては高密度（容積率300%）とし、その他の商業地は中密度（容積率200%）とします。

(3) 工業系

- ・ゆとりある就業環境、周辺住宅地の居住環境に配慮し、中密度（容積率200%）とします。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・市街地内については、面的な都市基盤整備は概ね済んでおり、今後はこれらの居住環境を維持するため、必要に応じて地区計画などの適用を検討します。
- ・中心市街地の歴史的景観地区については、建物が密集しており、防災面、まちなか観光面から、小公園や広場、地区防災施設、集会所などの生活環境施設の整備を図ります。
- ・JR 飛騨古川駅南部については、現在、準防火地域が指定されており、この維持を図ることにより建築物の不燃化を促進します。
- ・古いまち並みなど木造建築物密集地区については、消防水利等地区防災施設の整備を図ります。

- ・空き地・空き家に関しては、利活用を検討するとともに、地域の良好な生活環境を保つため、適切な維持管理の促進を図ります。また、空き家については、居住目的以外にゲストハウス等の利活用の促進を図ります。

(2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・古いまち並みが残る歴史的景観地区及びJR飛騨古川駅前地区においては、今後も良好なまち並み景観の保全・創出を図り、景観形成地区の指定や一定の要件を満たす建築物への補助を進めます。また、特に古いまち並みが残る地区は、地域住民参加によるまちづくりを進めます。
- ・都市緑地として千代の松原公園の整備を進め、隣接する宮川、荒城川とあわせて市街地内の貴重な緑地スペースとして、良好な環境及び風致の創出・保全を図ります。

(3) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・用途地域内では用途の純化を基本としつつ、現状を考慮し用途地域の変更を検討します。

地 域	方 針
千代の松原公園地区	・都市計画緑地における準工業地域から第一種住居地域への用途地域の変更の検討
宮城町地区	・住宅と工業が混在する地域において、良好な居住環境の形成を図るため、工業地域から住居系用途地域への変更を検討

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域中部から西部にかけて広がる市街地外の優良農地を農業生産振興の重要な場として保全するとともに、田園景観を維持・保全します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制します。農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・森林・緑地・水辺系地域については、その保全を図ります。
- ・気多若宮特別緑地保全地区の指定を維持し、良好な自然環境の保全、風致の維持を行います。

(4) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・集約型都市構造の実現に向け、原則として用途地域外での開発は抑制します。ただし、地域の活力向上等を図る上で必要な計画的な開発については、周辺自然環境や営農環境等との調和に十分配慮し、農林漁業との調整が図られた土地については、都市的利用を許容します。
- ・(都)国道41号線沿いの道の駅「アルプ飛騨古川」周辺は、周辺環境に配慮した、広域的な観光情報を発信するとともに、古川町地域の地場産業をPRできる拠点地区とします。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

● 道路

- ・広域的な交流を担う地域高規格道路富山高山連絡道路、(国)41号((都)国道41号線を含む)などの主要幹線道路の整備を推進します。
- ・区域内の交通網を担う幹線道路の整備を推進します。
- ・歩車分離や歩道などの段差の解消を図り、バリアフリーに配慮した道路の整備を図ります。
- ・中心市街地における交通体系として、歩行者動線の確保及びこれとネットワークする小公園や広場の整備、商業地の振興、建物やストリート・ファニチャーの景観整備など、歩く魅力にあふれた総合的な歩行者ネットワークの構築を図ります。
- ・都市計画道路については、社会経済情勢の変化を考慮しつつ必要性を検討し、適時適切な見直しを行い、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。
- ・冬季の道路の安全な交通を確保するため、流雪溝や消融雪施設の維持管理を図ります。

● 公共交通

- ・バスは、通学、通院、買い物、入浴等の外出などの支援に重点を置きつつ、企業等と連携し、住民のニーズの把握による路線の再編や利便性の向上に努めます。
- ・JR飛騨古川駅においては、まちの玄関口としてふさわしい交通結節機能の充実を図ります。

② 整備水準の目標

- 用途地域内の幹線街路の目標配置密度は 3.5 km/km^2 を維持するものとし、概ね 20 年後の目標整備率を 100% と設定します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- 広域的な交流を担う道路を主要幹線道路として位置付け、区域内外の各地域を相互に連絡する交通網として、幹線道路を梯子状に配置します。

エ リ ア	路 線 名
主要幹線道路	・(仮称) 富山高山連絡道路(地域高規格道路富山高山連絡道路)、 (国)41号((都)国道41号線を含む)
都市の長辺方向の主軸となる幹線道路	・(都)栄町是重線、(都)片原東町線、(一)古川国府線
都市の短辺方向の主軸となる幹線道路	・(都)宮城橋線、(都)向町南部線、(都)上野栄町線、(都)貴船線、 (都)是重上町線
地域間交流の主軸となる幹線道路	・(主)古川清見線、(主)神岡河合線
鉄道駅へのアプローチ道路	・(都)古川駅前線

② 鉄道

- JR 高山本線と飛騨古川駅、杉崎駅、飛騨細江駅を配置します。

③ その他

- 飛騨古川駅に駅前広場を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都)栄町是重線	一部
	(都)片原東町線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・公共下水道により生活排水対策を進め、河川・水路の水質汚濁防止や快適な居住環境の形成を図ります。
- ・下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を目指します。
- ・施設の健全な維持と耐震化による安定的な汚水処理環境の整備を推進します。

● 河川

- ・本区域内には宮川、荒城川をはじめとする一級河川が流れ、これらの河川は、美しい水質、豊かな生態系を有しております、今後とも水質や生態系の保全を図り、環境学習や川を通じたコミュニティづくりへの活用、都市環境に潤いを与える親水空間の創出や沿川環境の整備を積極的に図ります。
- ・水害などの自然災害において、住民の生命、健康、財産を守るため、今後とも自然環境や生態系などに配慮しながら、河川改修事業を進めます。
- ・治水整備にあたっては河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進することとし、従来から遊水機能を有する土地については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策とあわせ、その機能の保全に努めます。
- ・流域全体の保水機能を維持・向上させるために、開発者に対し調整池等の雨水流出抑制施設などの整備を指導します。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・公共下水道の整備率が 100%であることから、今後は耐震化や施設の適正な維持管理を行います。

● 河川

- ・県が管理する中小河川については、河川災害の未然防止、流域環境の保全を図るため、中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とします。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
宮 川	1/30
荒城川	1/50

(2) 主要な施設の配置の方針**① 下水道**

- ・公共下水道は市街地を中心に古川処理区が設定されています。宮川右岸に古川浄化センターを配置します。

② 河川

- ・本区域を流れる主要な河川として、宮川、荒城川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
河 川	宮川	河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針**

- ・ごみ処理については、ごみの減量化と再資源化を推進するために、埋め立てごみの資源活用や24時間回収ボックスの整備などによるごみリサイクル体制の強化及び官民協働によるごみ減量化運動を推進します。また、ごみ処理施設は、将来の人口規模に沿った処理施設等の統廃合を検討します。
- ・火葬場は、宮城町地内に光明苑が整備されており、施設の適正管理・維持を図ります。

(2) 主要な施設の配置の方針**① ごみ処理施設**

- ・可燃物については、本区域外の飛騨市クリーンセンターで焼却処理を行っています。また、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみについては、本区域外の飛騨市リサイクルセンターで処理を行っています。

② 火葬場

- ・宮城町地内に光明苑を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設はありませんが、現在、整備・供用されている施設の維持・管理を図ります。老朽化の進む施設等については、施設の更新等を検討します。

4－3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・現在の市街地内はほとんど基盤整備が済んでいます。宮川左岸の宮城町地内では、都市基盤が未整備で未利用地も多く残されている状況ですが、明確な土地利用が定まっていないことから、地域住民の意向や周辺環境に配慮しつつ地区の事情に即した計画的な土地利用を図り、実現可能な地区から段階的に都市的利用に向けた整備を目指します。

2. 市街地整備の目標

- ・優先的に概ね10年以内に実施することを目標とする市街地開発事業はありません。

3. その他の市街地整備の方針

- ・本区域の中心市街地は、城下町としての街区割りや歴史的な古いまち並みを残しており、これらはまちの個性として保全活用していく必要があることから、建築物等のファサード修景や規制・誘導、無電柱化・舗装・ストリート・ファニチャーなどの道路修景整備や、歩道等の設置、ポケットパーク・小公園、地区防災施設、交流広場、集会所、情報センター等の施設整備を中心として市街地環境の充実に努めます。
- ・無電柱化は、道路の修景整備の目的以外にも、歩行者の安全確保や災害時の電柱倒壊防止につながることから、災害に備え緊急輸送道路等の無電柱化を進めます。

4－4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

- ・古川町地域は全国的にも珍しい四季を通じて朝霧のたつまちであり、それが貴重なまちの個性であることから、古川町地域全体でその保全を図ります。
- ・本区域を囲む緑の山並みや、河川は水と緑の重要な骨格として保全を図ります。
- ・中心市街地の河川、水路は市街地に潤いをもたらす貴重な自然であることから、歩行者動線の整備とあわせて、親水空間、散策道などの整備を図ります。
- ・都市緑地として位置付けられる千代の松原公園は、まちなか観光ルートの拠点、各種イベントなど交流の拠点などとして、地域の歴史、文化を活かした整備を図ります。
- ・気多若宮神社周辺は、良好な眺望が確保される場所であるとともに、古川祭りなど神事が催されている場所であり、良好な自然環境を形成しているため、将来に継承するよう引き続き保全を図ります。
- ・道路や公共施設など公共空間の緑化に加え、特に市街地における民有地緑化を奨励し、また、市街地郊外においても、地域住民の意向や協力を踏まえ、積極的に民有緑地の確保に

努めます。

- ・下水道網の完備や環境に配慮したエネルギー産業の推進、ごみの減量化などの取組みを着実に実行することで、森や、その森が生み出すミネラル豊富な水、そして水が育む動植物を守り、後世に引き継ぐ仕組みの構築を推進します。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、古くなった施設及び遊具の更新を行い安心して遊べる公園の改修整備を図ります。
- ・全ての人が利用しやすい公園とするため、バリアフリーに対応した公園の改修整備を図ります。

(2) 整備水準の目標

- ・都市公園については、現在ある施設の更新、維持・保全を図ります。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、おおまかな配置の方針を以下のとおりとします。

(1) 環境保全系統

- ・古川盆地を取り囲む山地や宮川、荒城川を都市の骨格となる緑地として位置付けます。

(2) レクリエーション系統

- ・森林・山地を自然型レクリエーションの場として位置付けます。
- ・杉崎公園や千代の松原公園、教育施設のグラウンドをレクリエーションの場として位置付けます。
- ・荒城川及び宮川を緑のネットワークとして位置付けます。

(3) 防災系統

- ・保水・遊水機能を有する山地、農地を水害防止緑地として位置付けます。
- ・災害時の指定避難所及び一時避難所として、施設緑地や都市公園を位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・歴史的景観地区における瀬戸川や寺社叢について郷土的景観を形成する緑地として位置付けます。
- ・農地、森林を田園景観、里山景観として位置付けます。
- ・寺社叢などの民間施設緑地を緑地景観として位置付けます。
- ・荒城川を本区域における重要な景観と位置付け、また千代の松原公園を景観の場として配

置します。

3. 実現のための具体的な都市計画制度の方針

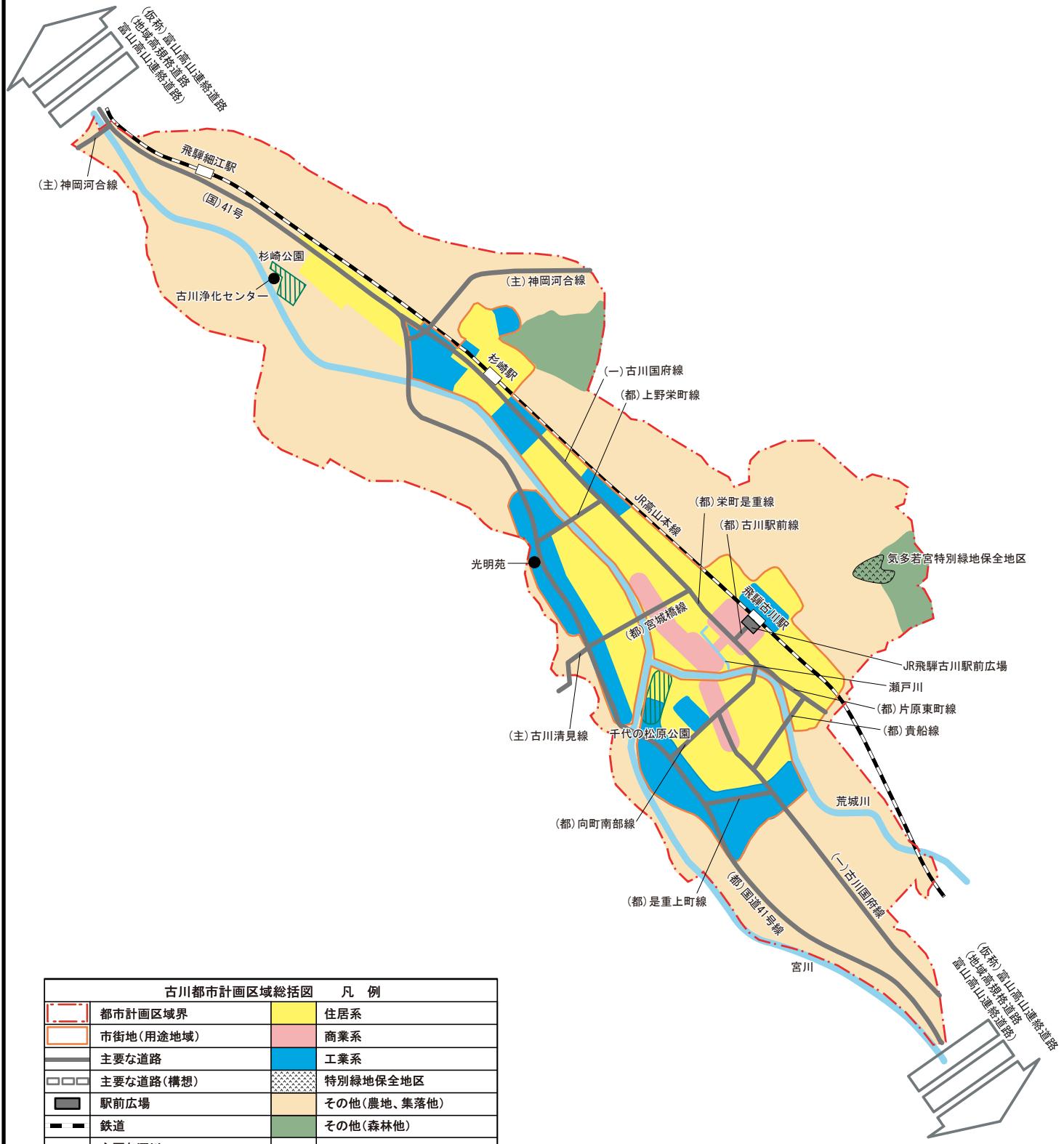
配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体的な都市計画制度は以下のとおりです。

- ・気多若宮特別緑地保全地区の指定を維持します。
- ・農業振興地域や保安林等、他法令の規制区域においては、今後も適切に維持します。

4. 主要な緑地の確保目標

概ね 10 年以内に整備することを予定する具体的な公園等の公共空地はありませんが、配置された公園等については、老朽化する遊具等の施設を計画的に点検・修繕し、安心して利用できる環境を維持します。

古川都市計画区域 総括図



古川都市計画区域総括図 凡例	
■ 都市計画区域界	住居系
□ 市街地(用途地域)	商業系
■ 主要な道路	工業系
□□□ 主要な道路(構想)	特別緑地保全地区
■ 駅前広場	その他(農地、集落他)
— 鉄道	その他(森林他)
■ 主要な河川	
■ 主要な公園・緑地等	
● その他主要な都市施設	